

民間学童保育



平成 30 年度入会案内

問い合わせ先

○明光学童クラブに関すること

明光学童クラブ石神井公園

《Email》 shakujiikoen@mg-club.jp

○提出書類について

下記 URL よりダウンロードが可能です。

《URL》 <http://mg-club.jp/>

目 次

- 1 明光学童クラブとは 2 ページ
- 2 入会要件 3 ページ
- 3 入会審査・入会選考基準 4~5 ページ
- 4 お申込からご入会まで 6 ページ
- 5 提出書類・提出先 7 ページ

1 明光学童クラブとは

【概要】

練馬区の補助金を受け、株式会社明光ネットワークジャパンが運営する「民間学童保育」です。明光学童クラブでは就労等の理由で保育を必要とする小学生を平成30年度4月よりお預かりします。

【内容】

- ・小学生の全学年が対象となります。
- ・1日のお預かり定員は27名までとなります。
- ・最長で8:00～20:00までのお預かりが可能です。
- ・おやつは毎日提供します。(料金は月会費に含まれます)
- ・お預かり時間内にて、習い事等への途中退出が可能です。
- ・サマーキャンプ・スキーキャンプ等の特別イベント(有料)に参加する事ができます。
- ・練馬区立光和小学校へは下校時刻に合わせて送迎を実施します。(1年生のみ)

【費用】

内容	時間	料金(税別)
登録費用		5,000円/年
月会費(4月～7月・9月～3月)	放課後～18:00	10,000円/月
月会費(8月)	9:00～18:00	13,000円/月
夕延長①	18:00～19:00	3,000円/月
夕延長②	18:00～20:00	6,000円/月
朝延長	8:00～9:00	2,000円/月

【保育時間】

曜日	学校登校日	学校休業日(夏休み等)
月～金曜日	放課後～18:00(最長20:00まで)	9:00～18:00(最長8:00～20:00)
土曜日	放課後～18:00(最長20:00まで)	

- ・日曜日・祝日・年末年始はお休みとなります。
- ・練馬区立小学校における、学校登校日に該当する「土曜日」は運営をしております。その他の土曜日はお休みとなります。

【住所】

東京都練馬区石神井町三丁目17番16号 ニューハイツ石神井公園1F
石神井公園駅南口より徒歩2分

2 入会要件

明光学童クラブに入会できる児童は、以下の入会要件をすべて満たす児童となります。

【入会要件】

- ・小学生の児童
- ・練馬区内に在住、または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童。
- ・保護者の就労等の理由で、保育を必要とする日があること。

※ 心身に障害のある児童の入会枠は設けておりません。

○ 保育を必要とするとは？

保育を必要とするとは、保護者が就労等の状態にあることをいいます。

保護者が複数（父と母等）の場合には、複数の保護者がともに就労等の状態にあることをいいます。

○ 学童クラブの開設時間内において保育を必要とする日と認められる場合とは

下記①②の時間帯において就労時間等がかかる状態です（通勤・通学等に要する時間を含む）。

① 児童が小学1年生の場合 午後3時から午後6時まで

② 児童が小学2年生以上の場合 午後4時から午後6時まで

例：保育を必要とする日の考え方

午後2時30分に勤務終了し、通勤1時間（合計 午後3時30分）。児童が1年生の場合
→保育を必要とする日として認める。

午後3時30分に勤務終了し、通勤15分（合計 午後3時45分）。児童が2年生の場合
→保育を必要とする日として認められない。

3 入会審査・入会選考基準

【入会審査】

入会審査では、提出された書類により明光学童クラブ入会要件を満たすか確認します。入会申請者が、明光学童クラブの受入上限人数よりも少ない場合は、入会要件を満たしていれば入会を承認します。

入会要件を満たしている申請数が明光学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、下記入会選考基準に基づき、入会指数の高い方から入会を承認します。

【入会選考基準】

入会選考基準とは、入会優先順位に関する基準です。「入会指数」が高い児童から入会の承認を行います。

「入会指数」は下記指数表の「A基本指数」「B学年指数」「C調整指数」の合計数となります。

例) 就労パターン②に該当し、児童の学年が小学1年生で、一人親の場合

〈A基本指数〉8 + 〈B学年指数〉10 + 〈C調整指数〉1 = 〈入会指数〉19

※ 複数の保護者の「入会指数」が異なる場合は、低い方の入会指数を適用します。

※ 入会指数が同点の場合は、【入会指数が同点の場合の判定方法】により入会の承認を行います。

(1) 入会指数

保護者・児童の状況に基づく指数は、以下の通りです。

【指数表】

就労（自営業含む）		A基本指数
状況	就労パターン①（保護者の保育を必要とする日数が4週で20日以上）	+10
	就労パターン②（保護者の保育を必要とする日数が4週で16日以上20日未満）	+8
	就労パターン③（保護者の保育を必要とする日数が4週で1日以上16日未満）	+4
疾病		A基本指数
状況	疾病により入院中の場合	+4
	病気により居宅内での療養が必要な場合	+2
その他		A基本指数
状況	看護・付き添いの場合	+4
	就学の場合	+4
	その他	+2
児童		B学年指数
学年	小学校1年生	+10
	小学校2年生	+9
	小学校3年生	+8
	小学校4年生	+7
	小学校5年生	+3
	小学校6年生	+1
その他		C調整指数
状況	兄弟姉妹同時に申請した場合	+1
	居宅外就労の場合（注1）	+1
	前年度明光学童クラブにて在籍実績がある場合	+1
	一人親の場合	+1
	保育料の滞納（注2）	-2

- (注1) 居宅外就労とは、①自宅と異なる住所の職場（事務所等）で就労する場合 ②自宅と職場（事務所等）の住所が同一だが、自宅と異なる場所で就労する場合。
- (注2) 入会希望年度の前年度の4月～9月の間（6か月間）においてその世帯の保育料滞納が2か月分以上ある場合。

(2) 入会指数が同点の場合の判定方法

入会指数が同点の場合は、以下の順位にて判定をします。

1. 基本指数の高い世帯の児童（注1）
2. 放課後の保育を必要とする4週間の当たりの総時間が多い世帯の児童（注2）
3. 学年指数の高い世帯の児童
4. 調整指数の合計数が高い世帯の児童
5. その他

(注1) 複数の保護者がいる場合は、低い方の基本指数を適用します。

(注2) 複数の保護者がいる場合は、総時間数が少ない方を適用します。

4 お申込からご入会まで

入会案内・入会申請書・就労証明書配信（平成 29 年 12 月 4 日～）

下記 URL よりダウンロードが可能です。

《URL》 <http://mg-club.jp/>



申込受付期間

平成 29 年 12 月 4 日（月） ～ 平成 30 年 2 月 5 日（月）

※ 平成 30 年 2 月 5 日（月）必着となります。平成 30 年 2 月 6 日（火）以降の書類についての受付はできかねますのでご注意ください。書留等、記録が残る形でご送付下さい。



入会決定の場合

入会選考基準に基づき、入会決定となった方には Email にてお知らせをします。(2 月 14 日～16 日頃)
(Email: info@mg-club.jp)

明光学童クラブに入会を確定される方は、Email 受信日の翌日までに送信された Email 宛にご返信下さい。

ドメインを受信できるよう設定下さい。
ご返信下さい。

※ご返信方法はメール文章に記載がございます。
※受信制限をされている場合は、「mg-club.jp」のドメインを受信できるよう設定下さい。



入会待機の場合

入会選考基準に基づき、入会待機となった方には Email にてお知らせをします。(2 月 14 日～16 日頃)
(Email: info@mg-club.jp)

メール文章には待機順位が記載されております。

明光学童クラブの受入れ上限人数に対し、空きがでた場合には、待機順位の上位から順にお知らせをします。

※受信制限をされている場合は、「mg-club.jp」のドメインを受信できるよう設定下さい。



入会承認通知書

入会を確定された方へは「入会承認通知書」を保護者ご自宅に送付します。
また「今後のスケジュール」のご案内も同封します。

5 提出書類・提出先

【提出書類】

① 入会申請書

② 就労証明書・その他書類

※ 練馬区立学童クラブに提出された書類のコピーでも可とします。

(雇用されている場合)

- ・雇用先の代表印が押印されており、3カ月以内に発行されたものを提出ください。
- ・シフト制等、不規則勤務の際には、「直近4週間の実績表」を合わせて提出ください。
※「直近4週間の実績表」の書類については練馬区ホームページに掲載されている様式をご利用下さい。

(自営の場合)

- ・代表印が押印されており、3カ月以内に発行されたものを提出ください。
- ・前年度の確定申告の写しもしくは登記簿謄本・全部事項証明書・会社案内・名刺・HPのコピー等自営を証明する書類を提出ください。

(疾病の場合)

- ・3カ月以内に発行された診断書を提出ください。

(就学の場合)

- ・在学証明書
※在学期間の記載のあるもの(氏名・在学期間の記載された学生証等で代えることができる)
- ・時間割
※授業のカリキュラム表など(原則、就学先が発行するもの)

(看護・付き添い、その他の場合)

- ・自筆の「保育ができない状況」における書類を提出ください。
※「保育ができない状況」の書類については自由書式となります。

【提出先】

〒176-0041

東京都練馬区石神井町三丁目17番16号 ニューハイツ石神井公園1F
明光学童クラブ石神井公園宛

注意事項

- ※ 郵送での受付となります。FAXでの申請はできませんのでご注意ください。
- ※ 書類に不備がある場合は、書類をそろえた上で再度申請をしていただくこととなります。
- ※ 平成30年2月5日(月)必着となります。平成30年2月6日(火)以降の書類についての受付はできかねますのでご注意ください。書留等、記録が残る形でご送付下さい。